

日進市男女平等推進参画プラン体系(案) 比較資料

現行プラン(平成 28 年度～令和 2 年度)

次期プラン(令和 3 年度～7 年度)

1 男女がお互いの人権を尊重し合う男女平等な社会に向けた意識・環境づくり

- ① 人権を尊重する意識を高める
- ② 男女平等を推進するための教育・学習を充実する
- ③ 男女平等の視点に立ち制度・慣行を見直す
- ④ 性別による権利侵害等の理解を深め、予防対策を強化する
- ⑤ DV 防止対策と被害者支援を充実する

2 男女がともに社会活動や意思決定に参画できる環境づくり

- ① 政策・方針決定の場における男女平等を推進する
- ② 地域活動の場における男女平等を推進する

3 男女が多様な生き方を選択でき、安心して暮らすことができる環境づくり

- ① 男女が職業生活においてともに活躍できる環境を整備する
- ② 子育て・介護の環境を整備する
- ③ 女性の生涯にわたる健康づくりを支援する
- ④ さまざまな困難を抱えている人を支援する
- ⑤ 防災・復興分野での男女共同参画を推進する

4 計画を推進する体制づくり

- ① 関係団体との連携を強化する
- ② 庁内の体制強化・意識改革を図る

主な社会の動き

- 1 少子・高齢化と未婚・単身世帯の増加
- 2 人生 100 年時代の到来
- 3 女性のエンパワーメントの進展
- 4 働き方改革、女活法等に基づく取り組み開始
- 5 AI などの技術の進歩(第 4 次産業革命)
- 6 国内外で高まる女性の暴力への問題意識
- 7 頻発する大規模災害
- 8 SDGs達成に向けた世界的潮流

国の第 4 次計画(平成 27 年)

【強調している視点】

- ・男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ・防災(復興)における男女共同参画の推進
- ・困難な状況におかれている女性の支援
- ・女性に対する暴力根絶に向けた取り組みの強化
- ・国際的な規範・基準の尊重
- ・地域における推進体制の強化

県の第 4 次計画(平成 28 年)

【追加目標・施策】

- ・女性の活躍
- ・男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- 【新たな取り組み項目】
- ・企業・団体等における女性の活躍に向けた取組への支援
- ・多様な選択を可能にする教育の充実
- ・性的少数者への理解促進

日進市の課題

- ・固定的性別役割分担意識の解消と無意識の偏見の解消
- ・家庭(家事・育児・介護)への男性の参画
- ・政策決定過程における女性の参画
- ・高齢者・ひとり親等困難を抱える世帯の増加
- ・配偶者・恋人への暴力の根絶と相談体制の強化
- ・子どもへの教育の充実

1 性別に関わらず個人の人権を尊重し認めあうことのできる男女平等な社会に向けた意識づくり

- ① 人権を尊重する意識の醸成
- ② 男女共同参画社会の実現に向けた、性別に対する固定的な意識の解消
- ③ 教育・学習活動における男女平等の視点の確保と推進
- ④ 多様な性や生き方への理解促進

2 さまざまな分野で性別に関わらず意思決定に参画できる環境づくり

- ① 政策・方針決定の場における男女平等の推進
- ② 地域活動・市民活動等の場における男女平等の推進

3 性別に関わらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり

女性活躍推進計画

- ① 女性の職業生活への支援と男性の家庭生活への参画促進
- ② 子育て・介護への支援
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進

4 性別に関わらず安心して暮らすことができる環境づくり

- ① 女性の生涯にわたる健康づくりの支援
- ② さまざまな困難を抱えている人の支援
- ③ 防災・復興分野での男女共同参画の推進

5 ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり

DV 防止対策基本計画

- ① DV等及びその防止に関する理解促進
- ② DV被害者の支援

コメントの追加 [武田 裕子1]: 第 2 次プランからの変更点

第 2 次 1-④「性別による権利侵害等の理解を深め、予防対策を強化する」について

↓

第 3 次は以下に含める

ハラスメント防止：3 性別に関わらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり

性犯罪防止部分：4 性別に関わらず安心して暮らすことのできる環境づくり

第 2 次 4「計画を推進する体制づくり」

↓

第 3 次での取り扱い

体系からは除き、プラン概要に別の項目を立てて、こちらへ移す。

市職員の意識向上については、第 3 次 1～5 内に含める。